

医学・薬学部会細則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「本協会」という。）「部会運営規程」第 6 条に基づき、医学・薬学部会（以下「部会」という。）の活動及び組織体制等について定める。

(活動)

第 2 条 部会は、医学・薬学分野におけるアイソトープ・放射線の利用を推進することにより、科学技術の振興と国民生活の向上に寄与するために、次の活動を行う。

- (1) アイソトープ・放射線の利用に関する調査研究および技術向上に関する事項
- (2) アイソトープ・放射線の利用に関する知識の普及、啓発に関する事項
- (3) アイソトープ・放射線の利用に関する資料等の収集ならびに頒布
- (4) アイソトープ・放射線の利用に関する講習等の教育活動
- (5) アイソトープ・放射線の利用に関する研究成果の発表会、研修会等の開催
- (6) その他、部会の目的達成のために必要な事項

(部会員)

第 3 条 部会員は、協会の会員であって、医学・薬学分野におけるアイソトープ・放射線の利用に関心を有し、部会への所属を届け出た者とする。

- 2 部会員が団体である場合には、団体を代表する者 1 名（以下「団体代表」という）をあらかじめ部会に届け出るものとする。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会には、部会長 1 名、副部会長 3 名以内を置く。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部務を総轄する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障がある場合、その職務を代行する。
 - (3) 部会長は、部会員（団体にあつては団体代表）のうちから、会長が選任する。
 - (4) 副部会長は、部会長が部会員（団体にあつては団体代表）のうちから候補者を推薦し、会長が選任する。
- 2 部会長及び副部会長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(常任委員会)

第5条 部会に、部会の運営に必要な事項を審議し、部務を行うため、常任委員会を置く。常任委員会は、部会長、副部会長及び常任委員若干名をもって構成する。

(1) 常任委員は、部会長が必要と認める者のうちから、会長が選任する。

(2) 常任委員会は、部会長が必要に応じて適宜招集し、議長には部会長が当たる。

2 常任委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会長が必要と認めたときは、常任委員でない者を常任委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第6条 特定の事項に関して常任委員会を補佐し、部会の特定の活動の実施に当たするため、専門委員会を置くことができる。

専門委員会は、これを主査する部会長、副部会長、若しくは常任委員1名、及び部会長が必要と認め委嘱した専門委員若干名をもって構成する。

2 専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 主査が必要と認めたときは、専門委員でない者を専門委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(部会員への周知等)

第7条 部会長は部会の活動計画、活動の状況及びその結果について、適宜、部会員に周知方を図るほか、必要に応じて部会員の意見具申を求める。

2 部会員は、部会の活動若しくは運営に関する希望又は意見を、随時、部会長又は常任委員会に申し出ることができる。

3 部会員及び一般に対する部会の運営並びに活動に関する情報の公開は、“Isotope News”又はその他の媒体によって行う。

(改廃)

第8条 この細則は、常任委員会の議を経て、本協会の常任役員会の承認を得ることによって変更することができる。

附則 この細則は、平成24年4月1日から施行する。